

検 査 項 目		基 準	検 査 結 果
1	一般細菌	100 CFU/mL 以下	0 CFU/mL
2	大腸菌	検出されないこと	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	0.0003 mg/L 未満
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	0.00005 mg/L 未満
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.001 mg/L 未満
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.001 mg/L 未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.001 mg/L 未満
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L 未満
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	0.001 mg/L 未満
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	0.12 mg/L
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	0.13 mg/L
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.05 mg/L 未満
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L 未満
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	0.005 mg/L 未満
16	シス- 1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	0.0004 mg/L 未満
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 未満
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.001 mg/L 未満
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.001 mg/L 未満
20	ペルフルオロ (PFAS) 及びペルフルオロオクタン (PFOS)	0.000005 mg/L 以下	0.000005 mg/L 未満
21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.001 mg/L 未満
22	塩素酸	0.60 mg/L 以下	0.08 mg/L
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L 未満
24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.013 mg/L
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	0.001 mg/L 未満
27	臭素酸	0.01 mg/L 以下	0.001 mg/L 未満
28	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	0.016 mg/L
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	0.009 mg/L
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	0.003 mg/L
31	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	0.001 mg/L 未満
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	0.008 mg/L 未満
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.005 mg/L 未満
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	0.06 mg/L
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	0.02 mg/L 未満
36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.005 mg/L 未満
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	4.0 mg/L
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	0.001 mg/L 未満
39	塩化物イオン	200 mg/L 以下	3.5 mg/L
40	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300 CaCO3mg/L 以下	14 CaCO3mg/L
41	蒸発残留物	500 mg/L 以下	41 mg/L
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 未満
43	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	0.000002 mg/L
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	0.000001 mg/L 未満
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L 未満

46	フェノール類	0.005 mg/L 以下	0.0005 mg/L 未満
47	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	0.4 mg/L
48	pH 値	5.8 ～ 8.6	7.2 (26℃)
49	味	異常のないこと	異常なし
50	臭気	異常のないこと	異常なし
51	色度	5 度 以下	0.5 度
52	濁度	2 度 以下	0.1 度
53	残留塩素	—	0.12 mg/L
採 水 場 所		川辺町下麻生(ポンプ所)	
採 取 日 時		令和 8 年 7 月 21 日 10 時 00 分	
試 験 検 査 方 法		平成 15年 厚生労働省告示第261号による。	
判 定		上記項目 (1 ～ 53) について	適
試 験 検 査 期 間		令和 8 年 7 月 21 日 ～ 令和 8 年 7 月 29 日	
検 査 機 関		株式会社 総合保健センター 可児市川合 136 番地 8	